

# 青森県報

第三千九百七十二号

平成二十七年

三月二十日

(金曜日)

## 目次

### 規則

- 青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………(労政・能力開発課) ……一
- 青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

### 告示

- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二
- 公共測量の終了……………(監理課) ……二
- 豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了……………(道路課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(同) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域民局) ……七

### 選挙管理委員会

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……七

### 人事委員会

- 人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員派遣等)の一部を改正する規則……………(職員課) ……八
- 人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(同) ……八

## 規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三村 申 吾

### 青森県規則第五号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表及び第二項の表中、「機械保全」を削る。

### 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第六号

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則（平成二十五年三月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「切削加工法及び研削加工法」を「機械加工法」に、「二四〇時間」を「二二〇時間」に改め、同表第三号中「燃料及び潤滑油」を「燃料及び潤滑剤」に、「四〇〇時間」を「三九〇時間」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に機械加工科又は自動車整備科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ改正後の青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一に定めるところによる機械加工科又は自動車整備科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた改正前の青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則別表第一に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、改正後の規則別表第一に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

3 この規則の施行の際現に機械加工科又は自動車整備科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

告

示

青森県告示第百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のと

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
有限会社挑	主たる事務所の所在地 五所川原市字鎌谷町五二〇の四	名 称 あずましや居宅介護支援事業所	所在地 五所川原市字鎌谷町五二〇の四
			平成 二七・三・一

青森県告示第百七十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
五所川原市
- 二 測量の種類  
公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 測量の期間  
平成二十六年七月九日から同年十一月二十日まで
- 四 測量の地域  
五所川原市内の一部

青森県告示第百七十五号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定に

より行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の八から平川市尾崎木戸口一八六の四まで	改築（道路改良）	平成二六・三・二九

青森県告示第百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

釣屋浜一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五号を結んだ線は国道二七九号官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	むつ市	大畑町	釣屋浜	一六の二
二	"	"	"	二二の四二二

三	"	"	"	二二の三九五
四	"	"	"	二二の七〇
五	"	"	"	一六の七地先

青森県告示第百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、平成二十六年六月十六日青森県告示第四百九十号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

次のように改める。

茂森新町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	茜町二丁目		九の二
二	"	西茂森一丁目		二四の三
三	"	"		二四の五
四	"	茜町二丁目		二四の一〇
五	"	"		九の三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏  
つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 岡崎双一	変更後	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 吉田昭夫	変更年月日	平成 二七・二・一
-----	---	-----	---	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 村井正平	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 岡崎双一	変更年月日	平成 二七・二・一
変更前	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 岡崎双一	変更後	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 代表取締役 吉田昭夫	変更年月日	平成 二七・二・一
変更前	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三二の 一三三 代表取締役 指田努	変更後	変更無し	変更年月日	

カトリア株式会社 代表取締役 山王沼田町二の 一 長谷川利夫	変更無し	変更無し	二五・六・五
嶋野淳一 つがる市木造千代町三四の一	変更無し	変更無し	
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 寺井秀蔵	変更無し	変更無し	
株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の 五 代表取締役 馬場昭典	株式会社オンワード樫山 東京都中央区京橋一丁目七の一 代表取締役 馬場昭典	二四・五・七	
株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三 の五 代表取締役 山田道朗	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三 の五 代表取締役 山田太郎	二五・三・一	
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	変更無し	変更無し	
株式会社アイジーエー 福井県越前市矢放町一三の八の九 代表取締役 五十嵐義和	株式会社アイジーエー 福井県越前市矢放町一三の八の九 代表取締役 五十嵐昭順	二五・六・五	
株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木一丁目一の一 代表取締役 岡藤一朗	変更無し	変更無し	
株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	変更無し	変更無し	
丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 の三 代表取締役 楡金洋二	変更無し	変更無し	
株式会社西松屋 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社西松屋チエーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	二五・六・四	

有限会社ほわいとあつがる 弘前市大字駅前二丁目二の二 代表取締役 小笠原新一	株式会社クロスカンパニー 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 石川康晴	株式会社ファイブ・フォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇の七 代表取締役 上田稔夫	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬 一〇の一 代表取締役 岩佐行弘	株式会社ブービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻二丁目一の 一 代表取締役 横内達治	株式会社DonDonup 岩手県盛岡市菜園一丁目三の六 代表取締役 岡本昭史	株式会社協和パツク 東京都千代田区東神田二丁目一〇 の六 代表取締役 若松よう子	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の 一 代表取締役 木山茂年	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中種区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 服部博幸	藤久株式会社 愛知県名古屋市中種区高社二丁目 二〇 代表取締役 後藤薫徳
変更無し	変更無し	変更無し	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬 一〇の一 代表取締役 大塚丈二	変更無し	変更無し	変更無し	変更無し	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の 一 代表取締役 木山剛史	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中種区今池三丁目 四の一〇 代表取締役 神谷和秀	変更無し
			二六・七・ハ					二五・〇・三 (住所) 二四・七・〇 (代表者 の氏名)	二六・六・四	

株式会社ムカイ 静岡県岡崎市野新田一三五の一 代表取締役 向井正太郎	株式会社ローソンHMVエント イメント 東京都品川区大崎一丁目一の二 ゲートシティ大崎イーストタワー 6F 代表取締役 坂本健	株式会社三城 東京都中央区銀座二丁目七の一七 代表取締役 多根裕詞	有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 二六の一八 代表取締役 長谷川臣	株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字 上鴨田一の二 代表取締役 菊地敬一	株式会社文教堂 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 三の一七 代表取締役 島崎鉄也	有限会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺幸二	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 池内清和	株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 中本敏幸	有限会社かさい家具 弘前市大字土手町一六一の一 代表取締役 前田和紀
株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 五の一 代表取締役 向井正太郎	変更無し	株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 加賀純一	変更無し	株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション 愛知県名古屋市中種区上社一丁目 九〇の一 代表取締役 白川篤典	株式会社文教堂 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 三の一七 代表取締役 嶋崎富士雄	有限会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太郎	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 吉竹英典	株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	株式会社かさい 弘前市大字高田三丁目六の二二 代表取締役 前田和紀
二七・四・一		三・三・三 (住所) 三・七・ハ (代表者 の氏名)		三・九・六	一七・二・四	二六・九・一	二四・五・元	三・六・四	二五・二・一 (名称) 一八・六・七 (住所)



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社明燎
- 二 代表者の氏名 石橋 和夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一三の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第三〇〇五三七号
- 五 取消年月日 平成二十七年二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

渡辺病院

橋本一丁目七の四

を

医療法人雄心会渡辺病院

橋本一丁目七の四

に

二の表中

ちいんの郷ゆぐち

大字湯口字一ノ細川八一の二五

を

ちいんの郷ゆぐち

大字湯口字一ノ細川八一の二五

住宅型有料老人ホーム桜美苑文京

大字文京町一八の二

サービスタ付き高齢者向け住宅桜美苑なのはな

大字文京町一八の六

住宅型有料老人ホーム桜美苑川端

大字南川端町五

住宅型有料老人ホーム桜美苑岩木

大字駒越字村元一二三の一

に

瑞光園

大字大久保字大山三三

を

瑞光園

大字大久保字大山三五の一

に

ほっとハウス

大字尻内町字熊ノ沢三五の一

を

ほっとハウス

大字尻内町字熊ノ沢三五の二

に

クローバーズ・ピア八戸ひまわりの家D棟

江陽二丁目一三の三八

を





平成二十七年三月二十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第四号中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭